

甲府建設組合 加入届

NO. :

甲府建設組合殿
山梨県建設組合連合会殿
中央建設国民健康保険組合山梨県支部殿

加入の種別(いずれかを○で囲む)

新規加入 後継者から正会員 支部(単組)間移動



私は甲府建設組合に加入したいので、必要書類及び加入金を添えて申し込みをいたします。なお、組合費・その他賦課金等この組合に関わるものの滞納は、一切しないことを約束して加入することを誓約いたします。

申請欄

この太枠内は加入者本人が記載	離脱支部	(単組間移動の場合旧単組名)	支部	提出日	令和	年	月	日
	山梨県建設組合連合会 甲府支部							
	加入(希望)支部	甲府建設組合	第	支部	⑨・区			
	甲府建設組合加入金	原則として、年会費制であるが、中途加入の場合は翌月3月までの月数を乗ずる 甲府建設組合組合費(950円×12=11,400円)・県連会費(1,550円×12=18,600円)・県連団体共済費(500円×12=6,000円但し、給付対象月は翌月より) 5,000円 +						
	※:所属する最終支部の、毎月または年間の運営支部費等は、各々の支部の規程によるので要確認。							
	ふりがな							
	加入者氏名	印						
	加入者住所	〒 山梨県						
	生年月日	S・H	年	月	日	職	種	
	電話				事業所名			
携帯				FAX				
PC E-mail:				携帯 E-mail:				
☞ ※: 今後の伝達手段として活用したいので家族所有のものであっても、ご利用できる場合は記入してください。								
紹介者がいる場合記入	紹介者氏名	印						
	紹介者住所	〒 山梨県						
	電話				所属支部	甲府	支部	

承認欄

該当者が記入	① 甲府建設組合 加入支部 支部長	甲府	第	支部	角印
	承認支部長	氏名			
	② 甲府建設組合 該当支部会計				
	承認会計	氏名			
	認め印				
	コメント: 当支部では、別途 支部加入金¥ がございます。これは、現在の支部員とプール金を同一にするという意味合いで集金いたします。月々の支部運営費 ¥ となっており、これは、郵送代・新年会費補助・出労費補助・葬祭費として使われます。ご同意の上で、ご加入をお願いいたします。				
	(※支部長が兼任している場合は支部長名を記入すること)				

組合承認年月日(⑨署名者記入) 令和 年 月 日

③ 甲府建設組合 組合長又は副組合長

承認者 署名捺印

氏名 印

*支部(単組)間移動の場合旧単組に確認する

(上記①～③全ての承認者の署名なき場合においては、この書類は無効とする)

*支部(単組)間移動の場合別途県連用紙提出

甲府建設組合・承認欄

必要書類確認年月日(事務所記入)

令和 年 月 日

組合員資格発生年月日(事務所記入)

令和 年 月 日

※:新規加入の場合、加入届提出時に住民票を添えてご提出ください。原則20日までの受領は翌月1日より有効。

※満30歳未満の加入者で正組合員の親(又は親族等)と同居し同じ事業所にて職務に従事する後継者で、組合費の免除を申請をする方は同時に免除(後継)者会員届を提出して下さい。

甲府建設組合 会費等納入義務及び組合活動に関する覚書

本人

_____（以下「甲」という）と甲府建設組合（以下「乙」という）は、甲が乙に対する下記の事項について合意したことを確認したため、次のとおり覚書を作成する。

記

1. 甲は乙の規則及び大会の決議事項に従うものとする。
2. 甲は乙への加入時に加入金を乙へ納めるものとする。
3. 甲は乙に組合費（共済費を含む）の年度分を一括納入することを原則とする。
4. 甲は乙に所属するがために加入できる、機関・団体・組合（保険組合を含む）などの書類提出義務、賦課金の完納義務があることを承知し、適正な手続き、完納する。
5. 甲は乙のはがき要請行動・賃金調査要請など乙の要請行動に必ず協力する。
はがき要請行動に協力されない場合はハガキ1枚につき500円のペナルティを乙に納付すものとする。
6. 甲は乙の定期大会及び山梨県建設組合連合会の定期大会並びに中央決起集会など乙の参加努力義務を果たし、乙の各支部長、執行部役員等の指示に従う。
7. 甲は組合員資格を喪失（転職・離職・廃業など）した時は遅滞なく組合へ届出る。
喪失後は保険資格を失うため、保険組合の保険資格を使用しない。
万が一、保険組合資格を使用した場合には保険組合の指示に全面的に従う
なお、乙に所属する機関・団体・組合（保険組合を含む）に滞納がある場合、適正な手続きが未完の場合等は証明書関係の交付等の対応をしない。
8. 甲は組合費及び乙に所属するがために加入できる、機関・団体・組合（保険組合を含む）などの賦課金を3ヶ月滞納した場合、もしくは、乙の規約等に反し、秩序を乱したり、名誉を傷つけた場合は、本部判断により原則的に脱退となる。

以上

令和 年 月 日

甲 甲府建設組合 第 支部

印

乙 甲府建設組合

組合長 小林 貴之 印

誓 約 書

山梨県建設組合連合会 殿

今般、貴連合会及び加盟組合に加入するにあたり、下記の事項とともに貴連合会及び所属支部の規約を遵守いたします。また、規約に違反した場合、貴連合会規約に則っての処分には異議を申し立てないことを誓約いたします。

1. 組合の主催する行事・要請行動には積極的に参加する
2. 職種の偽り等、不当な手段で加入した場合、期間の定めなく脱退とする
3. 加入時に於いての国保加入は本人・家族被保険者ともに健康である
4. 住所変更、扶養者の転出・異動などがあった場合は遅滞なく組合に届出る
5. 組合員・中建国保の資格を喪失した場合は遅滞なく組合に届出る
6. 加入申込時に、定められた加入金を所属支部へ納めるものとする
7. 所属支部を脱退するときは、同時に山梨県建設組合連合会の組合員資格を失うとともに、中建国保・労災保険、建退協その他加入している各種制度、事業等の資格を失うものとする。
ただし、所属支部の変更を伴う脱退については除く
8. 組合費・中建国保保険料の滞納3ヶ月した場合、または労災保険料その他所属支部を通じて加入・利用している各種制度、保険、共済、事業等に係る負担金等を滞納した場合は所属支部の判断により脱退とする。

また、脱退その他の事由により中建国保の資格を喪失した場合は、資格喪失日以後、マイナ保険証または資格確認書等により中建国保の資格を使用して医療機関等を受診しないものとする

(尚、組合員の義務を怠りまた正当な理由なく組合費及び機関決定した賦課金を長期に滞納した場合は、所属支部の執行役員・事業主または紹介者等の関係者へ連絡し状況を確認することがあります)

令和 年 月 日

加入者氏名 _____ (印)

加 入 確 認 書

山梨県建設組合連合会 殿

私は、山梨県建設組合連合会 加盟組合へ加入するにあたり、下記の事項を確認しました。

1	私は、現在「健康」で「建設業」に従事しています	はい	いいえ
2	私は、今後「建設業」以外の仕事については速やかに組合へ連絡します	はい	いいえ
3	私は、工作中的のケガや病気の治療には「労災保険」を使用します	はい	いいえ
4	私は、交通事故・労災事故・第三者行為（ケンカ等）にあった場合、速やかに組合に連絡します	はい	いいえ
5	私は、株式会社等の法人事業所を設立・解散した場合や雇用労働者が5人以上になった場合は、速やかに組合へ連絡します	はい	いいえ
6	私は、組合費の納入期限を守り滞納をしません	はい	いいえ
7	私は、組合に加入した後は、貴連合会及び所属支部の規約を守り組合に迷惑をかけません	はい	いいえ
8	私の家族に現在「入院中の者」「交通事故により治療中の者」はいません	はい	いいえ

これまで加入していた健康保険は次のとおりです。

記号		市町村または会社名	資格喪失日
番号			年 月 日

年 月 日

加入者 住所

氏名

印